

継続申請手続に必要な書類

全員提出が必要な書類・・・１～６

１ 【１】指定難病の医療給付に係る支給認定及び指定難病登録者証の交付申請書

・収入状況申告書が裏面にあります。市町村民税非課税の方は必ずこちらもご記入ください。

２ 臨床調査個人票（診断書）（記載年月日から６か月以内）

- ・臨床調査個人票を作成できるのは指定医（難病指定医又は協力難病指定医）だけです。
- ・埼玉県外の都道府県及び指定都市が指定する指定医が作成した臨床調査個人票も有効です。
- ・臨床調査個人票の内容が認定要件に合致しない場合や記載不備等がある場合、医療給付の認定ができません。作成を依頼する際は、要件等について指定医にご確認ください。
- ・臨床調査個人票のオンライン化に伴い、「疾患名、アクセスキー、氏名、記載年月日、診断年月日」のみが記載された様式を医療機関から発行される場合があります。こちらの様式も臨床調査個人票として扱うことが可能です。
- ・臨床調査個人票作成に係る文書料は医療給付の対象外です。
- ・一部疾病には、CTなどの添付資料が必要です。

３ 世帯全員の記載がある住民票（申請日から１年以内に発行されたもの）

・世帯全員の住民票には一人世帯でも「世帯全員」という文言が記載されています。続柄は不要です。

４ 加入している健康保険が確認できる書類のコピー等

- ・患者以外の方の提出が必要な場合があります。
- ・【２】「健康保険証等コピー貼付台紙」に健康保険証等を貼って提出してください。
- ・提出が必要な対象者分のマイナンバーを提出（【３】、【４】、【５】）いただくことで、加入している健康保険が確認できる書類を省略することも可能です（省略できない場合もあります。）。ただし、紙で提出する場合よりも受給者証の交付が遅くなる場合があります。

５ 令和７年度市町村・県民税課税（非課税）証明書

- ・患者以外の方の提出が必要な場合があります。
- ・提出が必要な対象者分のマイナンバーを提出（【３】、【４】、【５】）いただくことで、課税証明書を省略することも可能です（省略できない場合もあります。）。ただし、紙で提出する場合よりも受給者証の交付が遅くなる場合があります。

６ 自己負担上限月額管理票（黄色い手帳）のコピー

- ・医療費記入済みの頁をA4用紙にコピーし、【６】「管理票等コピー提出用紙」に添付してください。
- ・小児慢性特定疾病の受給者の方は、その管理票のコピーも提出してください。
- ・「軽症者特例」又は「高額かつ長期」に該当しないとして提出を省略しても構いませんが、提出がない場合は、「軽症者特例」又は「高額かつ長期」に該当しない申請として受け付けます。

該当者のみが必要な書類・・・７～１０

７ 受給者証の内容に変更のある方の書類

・変更がある方は保健所に提出してください（原則郵送）。

８ 生活保護等受給者、境界層該当者であることを証明する書類

・福祉事務所で発行される生活保護受給証明書、境界層該当者であることを証明する書類

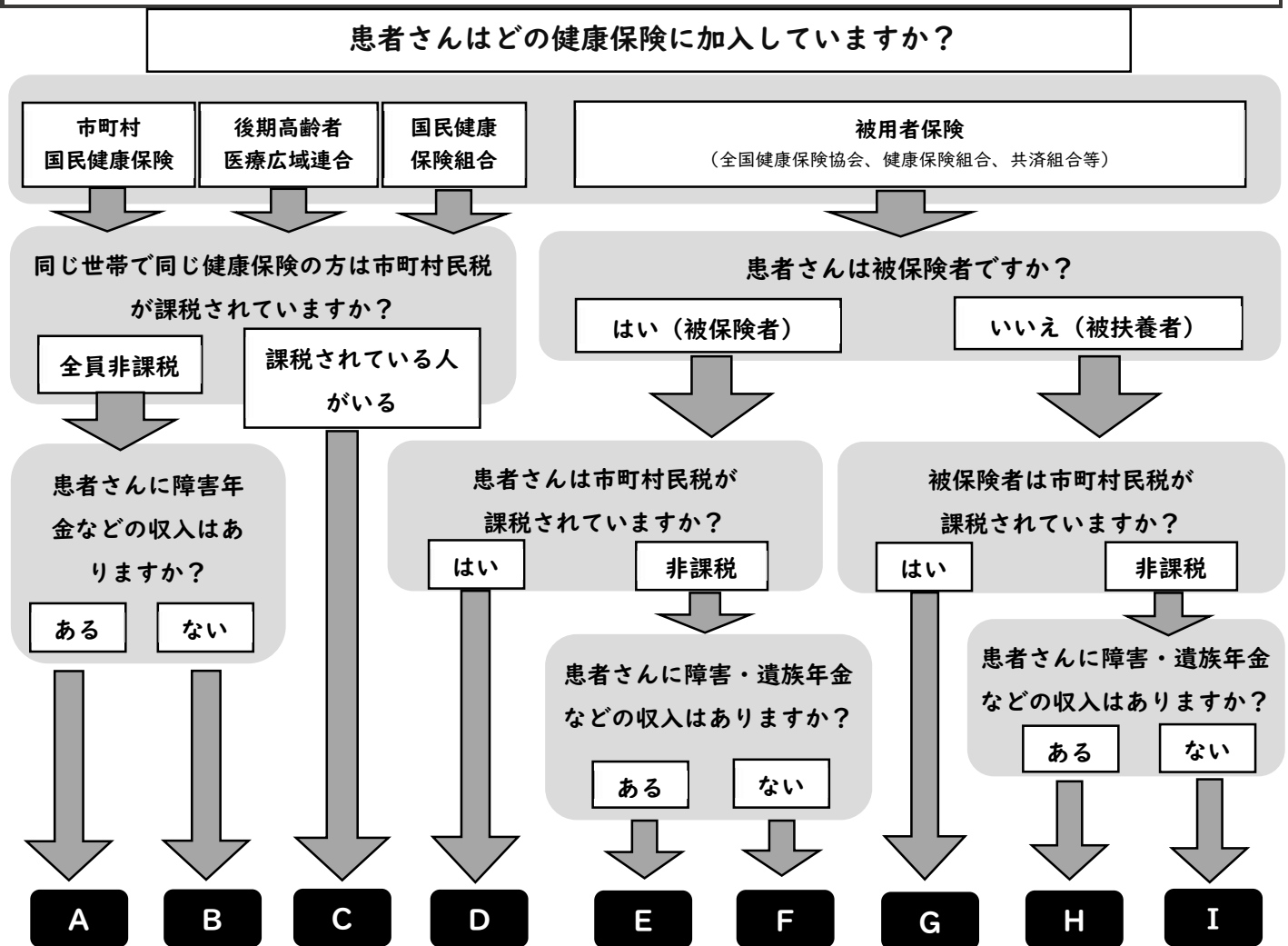
９ 下記該当受給者証のコピー

- ・患者と同じ健康保険の方で難病の受給者がいる場合、その方の受給者証のコピー
- ・患者又は患者と同じ健康保険の方で小児慢性特定疾病医療の受給者がいる場合、その方の小児慢性受給者証のコピー

１０ 人工呼吸器装着者としての申請をされる方の書類

・「人工呼吸器等装着者としての申請」をご確認ください。

健康保険書類と課税証明書のフローチャート



前頁の健康保険書類		前頁の課税証明書及び年金等の収入がわかる証明書類	
A	同じ世帯の方で 同じ健康保険の方 全員分	・同じ健康保険の方全員分の課税証明書 ・患者さんの年金などの収入額がわかる振込通知書等及び収入状況申告書	A
B		・同じ健康保険の方全員分の課税証明書 ・患者さんの収入状況申告書	B
C		・同じ健康保険の方全員分の課税証明書	C
D	患者さん分	・患者さんの課税証明書	D
E		・患者さんの課税証明書 ・患者さんの年金などの収入額がわかる振込通知書等及び収入状況申告書	E
F		・患者さんの課税証明書 ・患者さんの収入状況申告書	F
G	患者さん分	・被保険者の課税証明書	G
H		・被保険者及び患者さんの課税証明書 ・患者さんの年金などの収入額がわかる振込通知書等及び収入状況申告書	H
I		・被保険者及び患者さんの課税証明書 ・患者さんの収入状況申告書	I

※ 収入状況申告書については、【1】指定難病の医療給付に係る支給認定及び指定難病登録者証の交付申請書の裏面を参照してください。

※ 課税証明書は、義務教育終了前の子で証明書記載の扶養人数に含まれている場合は省略可能です。
国民健康保険組合は、保険者の求めにより、後日提出を依頼する場合があります。

個人番号(マイナンバー)について

マイナンバーは、全員提出が必要なものではありません。

マイナンバーは、次に該当する場合にのみ提出をお願いします。

※過去にマイナンバーを提出いただいている場合でも国のガイドラインに基づき、今回提出していただいたマイナンバーと県が保有しているものが同一であることを確認するため、提出をお願いします。

○健康保険書類の省略を希望する場合（前頁で必要とされた者で省略を希望する方のみ）

健康保険書類の省略を希望する場合、書面で加入している保険を確認することができません。加入している保険に変更がある場合は、【1】申請書の「加入健康保険」を二重線で修正してください。

※修正がない場合は、保険変更の手続きが遅くなり、受給者証の交付も遅くなる場合があります。

○課税証明書の省略を希望する場合（前頁で必要とされた者で省略を希望する方のみ）

国民健康保険組合の方、被用者保険で非課税の場合は省略できません。

課税証明書の省略を希望する場合は、省略をする方の令和7年1月1日時点の住所情報が必要になります。

令和7年1月1日時点の住所が申請書に記載されている住所と異なる場合は、令和7年1月1日時点の住所（市区町村まで）を「【5】マイナンバーによる添付書類の省略に関する調書」に忘れずに記載してください。申請書に記載のある住所と同じ場合は、その旨のチェックをお願いします。

※1月1日時点の住所の記載がない場合は、受給者証の交付が遅くなる場合があります。

注意事項

マイナンバーを提出いただく場合は、次の2つの書類の提出が必要です。

- ① 【3】個人番号記載票（必要事項を忘れずに記入して提出してください。）
※「健康保険書類の省略を希望する者」又は「課税証明書の提出の省略を希望するすべての者」の個人番号も記入してください。
- ② 【4】本人確認（身元確認＋番号確認）書類貼付台紙
※本人確認書類については、【4】の裏面をご確認ください。
※①、②全ての書類提出により、有効なマイナンバーの提出として扱うことができますので、必ず上記の書類を揃えて提出してください。不足書類がある場合は、原則として健康保険書類や課税証明書は紙で提出をお願いさせていただきます。再度マイナンバーを提出いただく場合は、②の書類の一部を既に提出いただいたとしても、改めて②を揃えて提出してください。

マイナンバーは、「健康保険書類の省略を希望する方」又は「課税証明書の提出の省略を希望する方」のみの提出としてください（不要な方の分は提出しないでください。）。

※【5】マイナンバー（個人番号）による添付書類の省略に関する調書に必要事項を記載し、こちらも忘れずに提出をお願いします。

市町村民税の申告をしていない場合、マイナンバーで課税情報を取得することはできないため、後日、書類の提出を求める場合があります。

マイナンバーを提出する場合で課税の有無が分からない場合は、申請書裏面の「市町村民税非課税者に係る収入状況申告書」も記載してください。

※課税情報を取得した結果、非課税であれば収入状況申告書の記載内容に応じて自己負担上限月額が決まります。収入状況申告書に記載がない場合は、自己負担額が5,000円となります。

マイナンバーを提出いただいた場合、健康保険書類や課税証明書を添付して申請する場合より受給者証の交付が遅くなる場合があります。

人工呼吸器等装着者としての申請

人工呼吸器等装着者として申請する場合は、人工呼吸器等に係る欄に記載がある臨床調査個人票をご提出ください。その記載内容が次の要件に該当する場合に認定となります。

認定は、指定難病に起因して人工呼吸器等を装着している場合に限られます。

<指定難病に起因して人工呼吸器を装着している場合の要件>

「■人工呼吸器に関する事項」のうち、次の①～④の項目全てに該当すること。

- ① 人工呼吸器装着の有無 …「1. あり」に該当
- ② 施行状況…「3. 一日中施行」に該当
- ③ 離脱の見込み…「2. なし」に該当
- ④ 生活状況…いずれも「部分介助」又は「全介助」に該当

<指定難病に起因して体外式補助人工心臓*を装着している場合の要件>

* ペースメーカーではありません。

- いずれかに該当
- ・「■ 体外式補助人工心臓に関する事項」の使用の有無…「1. あり」に該当
 - ・「■ 治療その他」の補助循環の欄…「1. あり」及び「2. 体外式」に該当